

国民健康保険(70歳～74歳)加入者の皆様へ

高齢受給者証

高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。新しい受給者証は7月下旬に郵送します。高齢受給者証は70歳の誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)から交付されます。8月以降に70歳になる人には、誕生月の下旬に高齢受給者証をお送りします。

自己負担割合は、住民課税状況と前年の所得などによって決まります。

自己負担割合

割合	対象となる人	
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の70歳～74歳までの国保被保険者がいる人 ただし、70歳～74歳までの国保被保険者の収入合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「1割」になります。 (経過措置)住民税課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上の国保単身世帯で、世帯内の長寿医療に加入した人も含めた収入の合計額が520万円未満であると申請した場合は「一般」の区分と同様となり、「1割」になります。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人
1割	低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税であって、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)

※1割の人は平成20年4月から一律2割負担に改正されているため「2割(平成22年3月31日までは1割)」と表示されています。

「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請が必要です

- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、70歳以上で非課税世帯(低所得者Ⅰ・Ⅱ)の方が入院される際に必要となります。
- 「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」は、70歳未満の人が入院される際に必要となります。利用される方は国保年金係の窓口申請してください。
- ※「限度額適用認定証」は、国民健康保険税に未納があると交付できません。また、「標準負担額減額認定証」は、非課税世帯の方のみ交付できます。

8月1日より「特定疾病療養受療証」が更新となります

現在ご利用の方には、7月下旬に更新したものを送付します。負担割合は、前年の所得と世帯状況により、毎年判定するため、前回と異なる場合があります。お手元の「特定疾病療養受療証」をご確認ください。

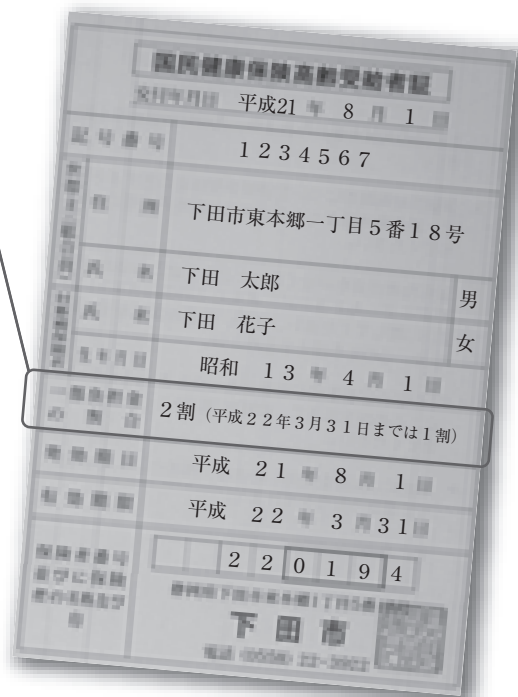
現在認定証をお持ちの方は有効期限をご確認ください。古い認定証は有効期限が平成21年7月31日となっています。8月の更新に伴い、引き続き利用される方は再度申請が必要になります。※8月中の申請で、8月1日からの適用になります。**申請に必要なもの** 国民健康保険証・印鑑
※本人以外の方が来庁される場合は、その人の本人確認のできるものが必要になります。また、同一世帯でない人の場合は委任状も必要になります。

○「特定疾病療養受療証」は、厚生労働大臣が指定する特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の人が病院などの窓口で必要となります。

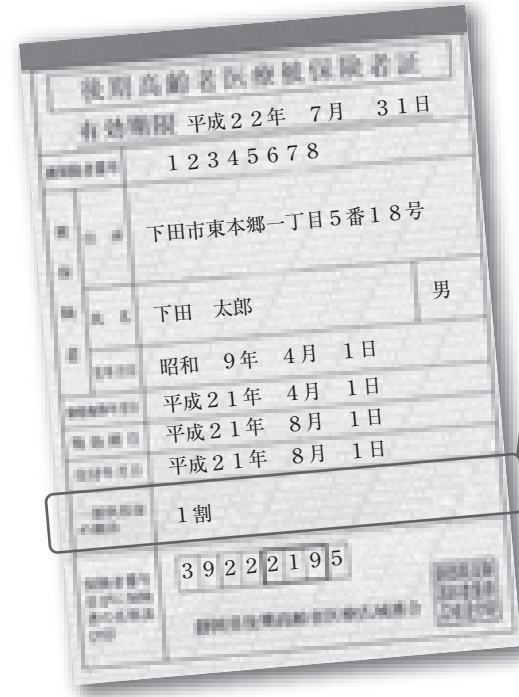
8月1日から 国保高齢受給者証と 後期高齢者保険証 が切り替わります

問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎22-3922

受給者証・保険証の内容(住所・氏名・生年月日など)を確認しましょう!



藍色に変わります。



緑色に変わります。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)について

- 入院をしたときの食事代などが減額となる「減額認定証」の有効期限も「平成21年7月31日」です。
- 8月1日以降も「減額認定証」の交付を希望される方は、健康増進課(3番窓口)に申請をしてください。なお、「減額認定証」の交付対象者は「被保険者以外の方を含む世帯全員が住民税非課税」の被保険者のみです。

以下の方は、長寿医療保険料の徴収が再開されます

再開の対象者は誰? 平成20年度に保険料の軽減措置(均等割8.5割所得割5割)の対象となって、10月以降、保険料の納付が中断されている方です。	今年度の保険料の納付方法は? 8月と9月 再開の対象者全ての方が納付書か口座振替による納付方法になります。 10月以降 ①年金からの天引きにより納付をする方 ②納付書か口座振替により納付をする方の2通りになります。 ※①②の納付方法の判定は、7月下旬頃に行なわれます。 ※年金からの天引きを申し出により中止した方は、口座振替による納付になります。
納付再開に関するちらしの郵送 再開の対象者の方には、再開に関するちらしを郵送してありますので、詳しくはそちらをご覧ください。※保険料額決定のお知らせは、8月中旬頃です。	

有効期限の過ぎた古い証書は、細かく断裁し破棄してください(返却する必要はありません)。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)被保険者の皆様へ

後期高齢者医療保険証

後期高齢者医療保険証の更新は毎年8月1日です。新しい保険証は7月下旬に「黄色い封筒」で郵送します。また、8月中に75歳になる方にも郵送します。8月からはこの保険証をお使いください。

自己負担割合は、住民課税状況と前年の所得などによって決まります。

自己負担割合

割合	対象となる人	
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の長寿医療の被保険者がいる人 ただし、長寿医療の被保険者の収入合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「1割」になります。 (経過措置)平成20年8月～平成22年7月未まで、住民税課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上の長寿医療被保険者(世帯に他の被保険者がいない場合に限る)で、世帯内に70歳以上75歳未満の人も含めた収入の合計額が520万円未満であると申請した場合は、高額療養費の自己負担限度額のみ「一般」が適用されます。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人
1割	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税であって、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)
	低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので窓口で申請してください。